

# 事案認知後の流れ

1 事案認知

- ・「このくらいのこと」「たいしたことない」等、軽重を個人で判断しない。
- ・認知したものはすべて報告（全件対応）

2 報告

- ・学年主任，管理職，生徒指導主事，いじめ対策担当に報告。
- ・その時の状況や実態に合わせ，臨機応変かつ速やかに報告すること。

3 いじめ対策委員会①  
対応方針の確認

- ・基本的には「いじめ防止等対策委員会」を招集するが，いじめ対策担当教諭を中心に集まることができるメンバーで臨機応変かつ速やかに対応
- ・事実確定に向けた聴き取りプランの決定

4 保護者と連絡①

- ・まずは被害生徒の保護者に連絡を入れ，「訴えの内容」を伝え，「聴き取り」の了承を得る。
- ・加害生徒の保護者に連絡を入れ，「訴えの内容」を伝え，聴き取り実施の了承を得る。

いじめを訴えた生徒からの聴き取り  
↓  
5 加害生徒からの聴き取り  
↓  
(関係生徒からの聴き取り)

- ・最初の聴き取りの精度を上げることが重要
- ・加害生徒が複数いる場合は同時に複数の教員で聴き取り
- ・必要に応じて目撃者からの聴き取りも実施
- ・聴き取りシートの活用（聞き逃しの防止のため）
- ・聴き取りのポイント
  - ①指導はせずに聴き取りに徹する。
  - ②聴き取りは二人一組。一人は聴き役，もう一人は記録役。
  - ③その場の情景が浮かぶように実際の場面を再現。
  - ④聴き取りは個別に。（特に加害生徒，関係生徒）
  - ⑤緊急性がなければ授業中の聴き取りはしない。

6 いじめ対策委員会②  
聴き取り結果  
摺り合わせ

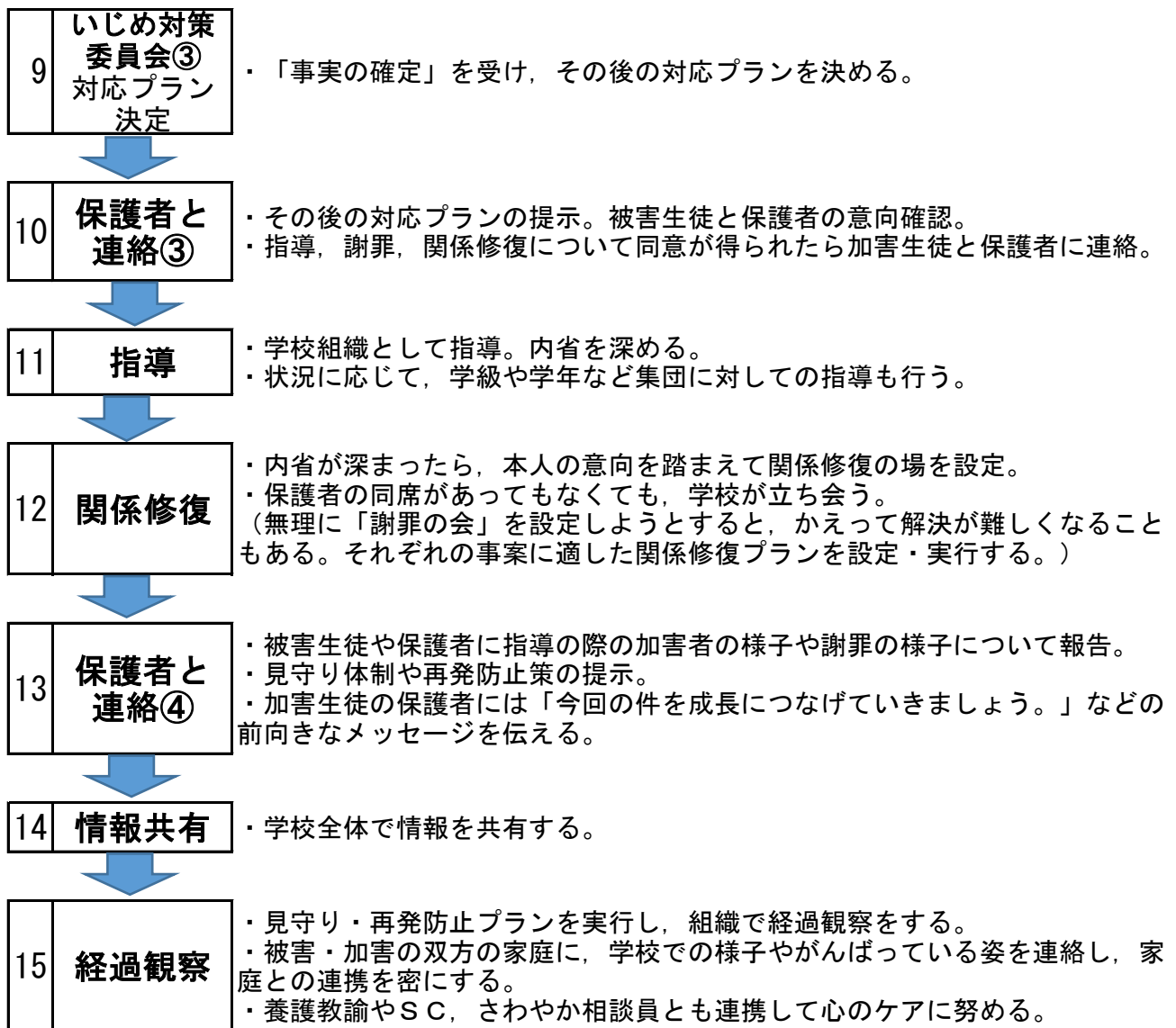
- ・いじめ対策担当教諭や生徒指導主事が中心になって聴き取り結果の摺り合わせを行う。
- ・一致した点・しない点を明らかにし，必要に応じて再聴き取りの実施。

7 事実の確定

- ・個人の判断ではなく，組織として事実を確定することが大切
- ・一致しない点は主観で判断せず，互いの見解の相違として受け止める（両論併記）

8 保護者と連絡②

- ・確定した事実について家庭に連絡
- ・電話ではなく，本人・保護者同席のもと，対面で一つ一つ確認しながら（「先生から聞いた話と本人の言っていることが違います」を防ぐため）



## 気をつけたいこと

1. 子どもの気持ちにより添う  
決して事務的な対応にならず、子どもの気持ちに寄り添った対応を！
2. 学校の主体性  
対応プランや関係修復プランなど、学校が主体性を持って行う。
3. 保護者への報告は、「結果の報告」でなく「情報共有」  
こまめに情報を共有し、本人・保護者の意向を確認しながら対応する。